

法 学 第 6 7 号

平成 23 年 4 月 13 日

各私立専修学校長 }
各私立各種学校長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

東日本大震災に伴う学生等への支援について

このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：hiro-onodera@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>



23文科高第43号
平成23年4月8日

各国公立大学長
各公立短期大学長
各国公立高等専門学校長
各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
殿

文部科学副大臣
鈴木 寛

(印影印刷)

東日本大震災に伴う学生等への支援について（通知）

東日本大震災等により被害や影響を受けている大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「大学等」という。）においては、被災した学生・生徒（以下「学生等」という。）の修学上の配慮等について、文部科学省から発出した通知等を踏まえ、既に様々な対応を講じていただいているところです。

このたび、平成23年度の各大学等での留学生を含む学生等への支援等について、下記の諸点にも配慮して、引き続き御努力いただきますようお願い申し上げます。

また、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、このことについて所管の専修学校及び各種学校に対して、周知をお願いします。

記

1. 留学生に対する配慮

留学生については、文部科学省、(独)日本学生支援機構や各大学等における経済的支援制度の活用、授業料の納付期限の猶予等の弾力的な取扱、相談体制の充実等について引き続き配慮すること。

母国等からの渡航延期勧告や退避勧告等により、渡日できない又は、大学等に通学できない留学生に対し、入学手続期間の延長、授業開始時期の柔軟な設定、及び履修登録期間の延長等、特段の配慮を行うこと。

さらに、文部科学省では、東日本大震災に関連する外国人留学生への情報提供に努めているところであり、留学生が安心して円滑に再渡日できるように、これらを活用した地震等に関する正確な情報の提供や、再入国の際に必要な手続の周知等についても対応すること。

(別紙参照)

2. 学生等に対する経済的支援等



被災の影響を受ける学生等については、これまでの通知で周知してきた緊急採用奨学金及び応急採用奨学金、授業料猶予免除制度、授業料納付時期の猶予等の経済的支援制度を活用し、学生等の実態に即したきめ細かい対応が求められること。特にこれらの取組を講じてもなお経済的に厳しい学生等については、授業料減免や奨学金等の各種の経済的支援を重複して受給できるように、学内の関係部局が連携して対応すること。

また、通学のための交通機関の確保や被災した学生等の住環境の確保について、関係事業者等と連携し、必要な情報提供や斡旋・保証等を行うなどの対応をすること。

【1. 留学生に対する配慮について】

学生・留学生課留学生交流室政策調査係

電話：03-5253-4111（内線3360）

【2. 学生に対する経済的支援等について】

学生・留学生課法規係

電話：03-5253-4111（内線3050）

【専修学校・各種学校に関することについて】

生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係

電話：03-5253-4111（内線2939）

(別紙)

東日本大震災に関する外国人留学生への支援等について

文部科学省では、東日本大震災で被災された外国人留学生の方々に対して、以下の支援を行うこととしましたので、お知らせします。

今後とも、留学生の状況に応じたきめ細かな方策を検討してまいります。

【国費留学生】

1. 国費留学生として日本で勉学されている留学生のうち、今回の震災により一時帰国を余儀なくされた留学生(災害救助法適用市町村のうち、継続的に救助を必要とする地域に在住。その他学長が認める者。)が、日本に再渡日するための航空券を支給します。
(4月7日(木)に対象大学等に通知を発出予定。照会先:国費留学生係(内03-6734-3052))

※(財)交流協会により奨学金等を支給されている台湾からの留学生については、(財)交流協会を通じて日本に再渡日するための航空運賃を支援。(4月7日(木)に対象学生に周知予定。照会先:(財)交流協会総務部(工谷)、電話:03-5573-2600(内14))

【私費留学生】

2. 私費留学生として日本で勉学されている留学生のうち、今回の震災により経済的困窮に陥った成績優秀な留学生(災害救助法適用市町村のうち、継続的に救助を必要とする地域に在住。成績基準等は私費外国人留学生学習奨励費受給基準と同じ。)を対象に、1学期分(4月~7月)の私費外国人留学生学習奨励費の追加募集を実施します。((独)日本学生支援機構を通じて実施。)
(4月8日(金)に対象大学等に追加募集通知を発出予定。
照会先:(独)日本学生支援機構留学生事業部国際奨学課(秋保、太田)
電話:03-5520-6030)

なお、今回の震災によりお住まいを失われた方等を対象に、「被災者生活再建支援制度」等の被災者支援に関する各種制度があります。

本制度は、外国人留学生も対象となります。

(財団法人道府県会館 <http://www.tkai.jp/shienjigyo/index.html>)

<参考：これまでに外国人留学生に対して実施している主な支援策>

【外国人向け情報発信について】

3. 文部科学省、(独)日本学生支援機構ホームページを通じ、外国人留学生向けの情報提供を実施しています。(必要に応じて官邸、外務省、法務省、各大学等のHPとリンク)

(1) 文部科学省HP

日本語：http://www.mext.go.jp/a_menu/saigai_johou/index.htm

英語：<http://www.mext.go.jp/english/topics/1303717.htm>

中国語：http://www.mext.go.jp/english/radioactivity_level/detail/1303963.htm

韓国語：http://www.mext.go.jp/english/radioactivity_level/detail/1303964.htm

(情報提供例)

①平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等に関する外国人留学生への情報提供について

日本語：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303884.htm

英語：<http://www.mext.go.jp/english/news/1304086.htm>

②東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について(通知)
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303623.htm

③IIE(米国国際教育研究所)からのお知らせ(東北地方太平洋沖地震により実家等が被災された、現在米国へ留学中の学生に対する支援について)

※IIE(米国国際教育研究所)HPへリンク

<http://www.iie.org/en/What-We-Do/Emergency-Assistance/Japan-EAF>

(2)(独)日本学生支援機構(http://www.jasso.go.jp/site/links_e_saigai.html)や各大学からも情報提供が行われており、大阪大学世界言語研究センター(<http://riwl-disaster.info/>)と東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター(http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/2011/03/post_172.html)では17カ国語での情報を提供。また、慶応義塾大学のwide(<http://www.wide.ad.jp/>)プロジェクトでは8カ国語での情報を提供。

【再入国ビザ取得について】

4. 今回の震災で、多くの留学生の方々が、我が国への再入国許可を取得されずに一時帰国されています。このような留学生の再入国に当たっては、法務省、外務省から、手続の簡略化や特別措置を取る旨、発表されています。

(1) 震災の発生により途中帰国した外国人留学生の方へ(法務省 HP ヘリンク)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00026.html

(2) 東北地方太平洋沖地震により再入国許可を取得せずに出国した留学生の方へ(外務省 HP ヘリンク)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/saigai/pdfs/ryuugakusei.pdf>

【緊急援助について】

5. 今回の震災により被災した対象大学の留学生約1000人に緊急援助(平成23年3月)を行った。(学部125千円、修士154千円、博士155千円)

【留学生及び学業への対応について(各種通知等)】

6. 留学生を含め、今回の地震で被災した学生等への配慮(授業料等の納付時期の弾力的取扱い、単位認定等の弾力的対処、メンタルヘルスへの適切な対応等)

(3月14日付け、鈴木副大臣発出・各大学長宛通知「東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について」)

(3月14日付け、生涯学習政策局生涯学習推進課長発出・各都道府県専修学校各種学校主管課長及び各都道府県教育委員会専修学校・各種学校主管課長宛通知「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う専修学校・各種学校の対応等について」)

7. 国費留学生、留学生交流支援制度(短期受入れ、短期派遣)及び私費外国人留学生学習奨励費受給者について、国内外への移動、大学事務局等の閉鎖による在籍確認、一時離日や再渡日困難等による支給期間の変更等についての柔軟な対応((独)日本学生支援機構から大学等へ事務連絡(3月22日、25日及び31日))

【その他、(独)日本学生支援機構による支援】

8. (独)日本学生支援機構では、3月19日より留学生のための相談窓口を開設しています。

(東北地方太平洋沖地震に関する外国人留学生相談窓口:(電話)03-5520-6036)

なお、4月に渡日予定の国費留学生については、渡日後、日本語を勉強される関係大学等において、以下のとおり、受入時期が変更になっていますので御留意ください。

* 東京外国語大学と大阪大学の学部留学生 4月6日→4月17日

* 日本学生支援機構東京日本語教育センター 4月4日→4月18日

* 文化外国語専門学校 4月3日→4月16日

(了)